

平成29年度 フロン排出抑制法に関する説明会

フロン排出抑制法 管理者への立入検査

神奈川県 環境農政局 環境部 大気水質課

平成30年2月22日(木) TKPガーデンシティ横浜

本日の内容

- ① 管理者への立入検査
- ② 立入検査での指導事例
- ③ 定期点検実施のお願い
- ④ 「神奈川県大気水質課の指示」と偽った勧誘に、ご注意！

① 管理者への立入検査

フロン排出抑制法では、
管理者による機器の適正管理の実施状況等について、
都道府県知事は機器の**管理者**に対して、

報告徴収
(法91条)

立入検査
(法92条)

をすることができる。

管理者による機器の適切な管理等の義務に関して、
知事は、指導、助言、勧告、公表及び命令を行うことができる(法17条、18条)

県内を5つのエリアに分け、各エリアを 所管する部署が立入検査を実施しています

大気水質課

横浜市・川崎市

横須賀三浦地域 地域県政総合センター

横須賀市・鎌倉市・逗子市
三浦市・葉山町

県央 地域県政総合センター

相模原市・厚木市・大和市・座間市
海老名市・綾瀬市・愛川町・清川村

湘南地域 地域県政総合センター

平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市
伊勢原市・寒川町・大磯町・二宮町

県西地域 地域県政総合センター

小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町
山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町

立入検査の実績

(件数)

年度	機器の管理者	充填回収業者
平成27年度	8	99
平成28年度	19	97
平成29年度	77 *	(未集計)

* 平成29年12月時点の件数であり、確定数ではありません。

その他、機器の廃棄等実施者及び特定解体工事元請業者を対象とした建設リサイクル法の全国一斉パトロールにあわせた立入検査を実施。

立入検査時に確認する帳簿・書類等

管理する
第一種特定製品の
リスト

管理する
第一種特定製品の
点検整備記録簿

各種証明書
※充填証明書・回収証明書
再生証明書・破壊証明書

行程管理票
※回収依頼書・委託確認書
引取証明書
【過去3年間に廃棄した場合】

その他関係書類
(例.点検整備等の委託業者
に関する情報)

立入検査時に確認する主な内容①

第一種特定製品の機器リスト

管理する第一種特定製品の設置状況

- ・管理する第一種特定製品を適切に把握しているか
- ・機器の台数、「定期点検」義務がある機器の有無
- ・設置場所において、設置及び使用環境の維持保全を適切に行っているか

立入検査時に確認する主な内容②

**点検整備記録簿
充填証明書・回収証明書等**

管理者の判断の基準の遵守状況

- ・点検整備記録簿は規定された事項が記載されているか
- ・点検を規定の項目・頻度で行っているか
- ・漏えい・故障時の対応状況

※管理者の判断の基準: 第一種特定製品の管理者の判断の基準のなるべき事項
(平成26年環境省経済産業省告示第13号)

立入検査時に確認する主な内容③

行程管理票
※回収依頼書・委託確認書・引取証明書
【過去3年間に廃棄した場合】

廃棄等実施者に係る規定の遵守状況

- ・機器廃棄時に自ら又は委託して、充填回収業者にフロン類を引渡しているか
- ・回収依頼書等を交付しているか、またその写しを保存しているか
- ・回収依頼書等の交付から30日以内(解体工事の場合は90日以内)に引取証明書の交付等を受けているか
- ・引取証明書を保存しているか

立入検査の所要時間

関係書類の確認

ヒアリング

現地調査

60～120分程度

②立入検査での指導事例

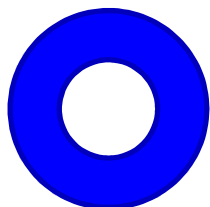
立入検査を実施した際の

- 改善を指導した事例
- 良好な事例

を紹介します

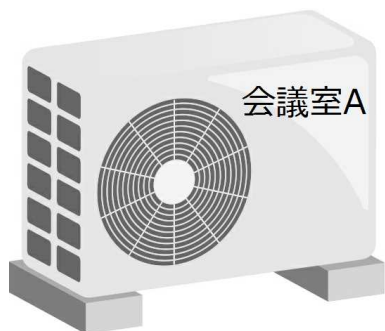
指導事例 No.1

状況	指導内容
実際の機器の確認作業を行ったところ、機器リスト・点検整備記録簿の「機器の設置場所」や「機器を特定するための情報(型番など)」の記載が誤っていた。	設置されている機器と書類の情報を一致させるよう修正を指導。



良好なケース

- ・建物全体の室外機を、なるべく1ヶ所にまとめて設置していた。
→簡易点検が容易に行える環境
- ・冷媒系統のつながりが容易にわかるような表示を行っている。
→機器の特定が容易で、点検をする際にも間違いが無い。

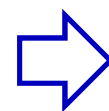


指導事例 No.2

状況	指導内容
簡易点検を実施していたが、四半期に1度の頻度で実施していた。	3ヶ月に1回以上の頻度で実施するよう指導。

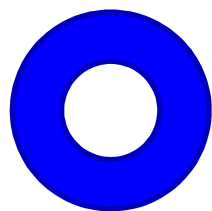


第一四半期(4~6月)
4月15日簡易点検

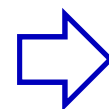


第二四半期(7~9月)
9月10日簡易点検

3ヶ月超過



4月15日簡易点検



7月10日簡易点検

3ヶ月以内

指導事例 No.3

状況	指導内容
<p>定期点検や専門点検が、十分な知見を有する者により行われているかどうか不明であった。</p>	<p>(定期点検・専門点検が)十分な知見を有する者により行われる又は立会いのもと行われていることを資格等により確認する。</p>

「冷媒フロン類取扱技術者」

点検	充填	回収
○	○	○

「RRC冷媒回収技術者」

点検	充填	回収
-	-	○



引用元:一般財団法人 日本冷凍空調設備工業連合会、
一般財団法人 日本冷媒・保全機構

充填・回収を行う場合は、作業地の都道府県知事による「第一種フロン類充填回収業者」登録も必要

指導事例 No.4

状況	指導内容
<p>機器の整備の際、フロン類の充填・回収を実施していたが、充填回収業者より充填証明書・回収証明書の交付を受けていなかった。</p>	<p>充填回収業者から、充填証明書・回収証明書の交付を受け、点検整備記録簿への回収量等の記録を指導。</p>

フロン充填証明書

証明書No.

交付年月日	年 月 日		
充填した年月日	年 月 日		
充填したフロンの種類	種類(R番号)	R-	GWP値
充填したフロンの量	充填量(kg)		内、回収済み 充填量(kg)
設置時・整備時の別 (どちらかに○)	機器の整備時に充填		機器の新設時に現場充填
整備を発注した管理者 (機器の所有者等)	住所	〒	
	氏名・名称		
管理担当者	住所	〒	
	氏名		部署名
	電話		e-mail
充填した機器の所在	住所	〒	

様式の定めが無いため、業者により様式が異なる場合があります。

指導事例 No.5

立入検査時の状況	指導内容
<p>機器を廃棄した際の行程管理票が保存されていない。 交付年月日、機器の種類、台数の記載が漏れている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間の保存義務があること ・規定事項を全て記入すること ・引取証明書が30日(解体時は90日)以内に交付されない時は知事への報告が必要なことを伝えた。

代表者又は担当部署を統括する責任者の署名

エアコンディショナー：人の冷暖房冷媒機器及び冷凍機器、物を冷却する機器

引渡し先にシ点

代表者又は担当部署を統括する責任者の署名

引渡し先にシ点

第一種フロン類充填回収業者が都道府県知事から受けている登録番号を記入。都道府県のホームページ又は窓口で閲覧、確認できる

伝票番号 0001234567

交付の年月日 2015年10月1日

廃棄する機器の所有者等
 (第一種特定製品廃棄等実施票)
 機器所有者等の氏名又は名称 (株)青空商事
 土記の住所 〒215-2212 〇〇県青空市白雲町3-4-5
 担当者 部署名 〇〇部 氏名 青木 〇男
 電話番号 FAX △△-1111-1112

整備の場合、整備する機器の所有者等
 (第一種特定製品の整備の実施票)
 整備する機器がある施設(建物)名 青空ビル1階
 土記の住所 〒215-2345 〇〇県青空市実町1-1-1
 (廃棄する機器の種類及び台数) エアコンディショナー 10台 冷蔵庫及び冷凍機器 50台
 (建物解体(含機種・機種替え)の有無(下記欄に〇印)) 解体(修繕等)あり 解体(修繕等)なし

取次者
 (第一種フロン類回収業者)
 取次者の氏名又は名称 環境建設(株)
 土記の住所 〒215-1234 〇〇県清風市涼風2-1-1
 担当者 部署名 △△部 氏名 大木 〇郎
 電話番号 FAX △△-3440-0011 △△-3440-0033

第一種フロン類充填回収業者
 登録番号 567890
 第一種フロン類回収業者の氏名又は名称 (株)冷媒回収設備
 土記の住所 〒215-456 〇〇県住吉市大吉町5-5-5
 担当者 部署名 〇〇部 氏名 小林 〇太
 電話番号 FAX △△-1111-1192 △△-1111-2525

引取証明書 交付の年月日 2015年10月12日

引取証明書 交付の年月日 2015年10月13日

回収 太郎

引用元：一般財団法人 日本冷媒・保全機構 発行 行程管理票

③ 定期点検実施のお願い

点検の種類	対象機器	圧縮機の電動機 定格出力	点検頻度	点検者
定期点検	エアコンディショナー	7.5kW以上 50kW未満	3年に 1回以上	有資格者 (十分な知見を 有すもの)
		50kW以上	1年に 1回以上	
	冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に 1回以上	

平成30年3月末までに
定期点検の実施が必要

④「神奈川県大気水質課の指示」と偽った勧誘に、ご注意！

- ・「フロン協会の者だが、**神奈川県の指示**により電話している」
- ・「**神奈川県の指示**により、エアコンに使用されているフロン類の入れ替えが必要です」
- ・「**神奈川県の指示**により、エアコンの点検調査に行きたい」

※大気水質課の電話番号を伝え、信用させようとする事例も確認されています

神奈川県では、点検等を協会や事業者等に**委託していません**。
また、フロン類をフロン類以外のガスに入れ替えるよう指示していることも決してありませんので、ご注意ください。

※例えば、プロパン等が含まれた冷媒は可燃性があるため、把握しないまま配管を溶接補修した場合や漏れいした場合に、火災や爆発の可能性があるため、注意が必要です。自然冷媒に入れ替えをした機器はフロン法の対象外ですが、高圧ガス保安法に基づく許可又は届出が必要となる場合があります。

参考資料

フロン排出抑制法ポータルサイト

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>

フロン排出抑制法Q&A集(平成28年7月20日 第3版)、環境省

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/furon-act_faq_ver3.pdf

フロン排出抑制法(平成27年4月施行)、環境省

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html

環境省・経済産業省の指示と騙る勧誘に御注意

http://www.env.go.jp/info/notice_scam140710.html